

超音波噴霧器に関する修理規約

本サービスの対象機器

本サービスはお客様が日本国内において購入された下記弊社製品を対象とします。

■超音波噴霧器

HM-201

MX-150

MX-200

本サービスの定義

本サービスは、本規約に基づく修理の対象となる機器（以下対象機器といいます）の出荷時の機能・性能の修復を目的とし、機能が同等の新品部品または機能が同等に品質保証された再生部品と故障した部品の交換作業をおこなうことをいいます。

なお、弊社の都合により、弊社が選定する同等程度の機能を有する製品（リファーマビッシュ品※を含む）との交換をもって、本サービスの提供とさせていただく場合がございます。かかる製品との交換にご同意いただけない場合は、本サービスのご依頼をキャンセルされたものとして取り扱わせていただきます。

※リファーマビッシュ品とは

開梱もしくは短期間使用されたものを、弊社工場にて機能・性能を再調整し、出荷検査に合格した製品となります。本体・付属品共に通常品と同等水準の品質を満たしておりますが、使用に影響のない擦れ・汚れ等がある場合がございます。

修理品の受付・返却

対象機器に不具合が発生した場合、ご購入いただきました販売店にご連絡いただき、修理の受付をお願いいたします。

※ご購入先がご不明な場合は、弊社ウェブサイトより修理の受付を行ってください。

修理完了品はご希望の返送先にお送りいたします。修理ご依頼時に返送先のご指定をお願いいたします。

保証期間内の修理について

保証期間内の修理につきましては下記の通りとなります。

機種	初期不良／新品交換		無償修理保証	
	期間	必要書類	期間	必要書類
HM-201 MX-150 MX-200	購入日より 8 日以内	品質保証書兼 販売証明書	購入日より 1 年以内	メーカー特別延長 保証申込書

「メーカー特別延長保証申込書」「品質保証書兼販売証明書」が無い場合は、保証期間内であっても有償修理となります。上記書類は内容をご確認の上、大切に保管してください。

また、故障の内容によっては保証期間中でも有償となる場合*がありますので予めご了承ください。

販売店が独自に定める保証条件は、この修理サービスには適用されません。

※ 落下・衝撃・冠水などの原因による故障および損傷や、本製品が想定する用途、頻度などを超える使用、弊社が不適当と判断する使用に起因すると考えらえる故障および損傷、誤用による故障および損傷、消耗部品の交換等、保証期間内であっても有償修理となる場合があります。

定額修理料金について

対象機器の修理につきましては、定額修理料金を採用いたします。

ただし、ご購入日*より 5 年以内の製品を対象とさせていただきます。ご購入日から 5 年以上経過している製品には定額修理料金は適用されず、別途お見積り料金にて修理を承ります。

定額修理料金には、技術料金および故障箇所の修理に必要な部品代、消耗部品（超音波ユニットおよびパッキン）の交換、返送料を含みます。

※ ご提出いただいた「メーカー特別延長保証」の「お買い上げ日」にご記載いただいた日にちをご購入日といたします。「メーカー特別延長保証」をご提出いただけていない場合は、当社出荷日をご購入日といたします。

【定額修理料金表】

機 種	料 金 (税込)
超音波噴霧器【HM-201】	8,580 円
超音波噴霧器【MX-150】	8,030 円
超音波噴霧器【MX-200】	8,030 円

故障の状態により修理不可のご案内をさせていただく場合があります。

定額修理適用外の事例

以下の場合には「定額修理」の適用外となります。この場合は、技術料金に部品代を加えたお見積り料金にて承ります。

- ① ご購入日より5年以上経過しているもの
- ② 落下・衝撃・冠水などの原因による故障
- ③ 本製品が想定する用途、頻度などを超える使用に起因すると考えられる故障および損傷
- ④ 弊社が不適当と判断する使用に起因すると考えられる故障および損傷
- ⑤ 取扱や保管上の不注意又は誤用による故障
- ⑥ オーバーホール
- ⑦ 故障内容に関係なく、お客さまご指定の部品交換の場合

修理費用の支払い方法

本サービスにより発生した修理料金等につきましては、下記の方法でお支払いいただくものとします。

- ① 宅配便による現金引換渡し

修理完了品をお届け時に代金と引換にお渡しするものです。

なお、代引き手数料はお客さまの負担とします。

- ② 銀行振込（前払い）

弊社にて修理費用の入金を確認後、修理品を返送いたします。

修理保証について

前回修理と同一箇所に同一故障が発生した場合の修理（以下再修理といいます）につきましては、保証期間を4か月とし、修理料金を無償とします。なお、再修理に該当するか否かは弊社にて判定します。

修理保証期間：4か月

以下の場合には、修理保証期間内でも修理保証の対象外となり有償修理となります。

- ① 前回修理と異なる箇所の故障の場合
- ② 落下・衝撃・冠水などの原因による故障
- ③ 本製品が想定する用途、頻度などを超える使用に起因すると考えられる故障及び損傷
- ④ 弊社が不適当と判断する使用に起因すると考えられる故障及び損傷
- ⑤ 取扱や保管上の不注意または誤用による故障
- ⑥ 火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、公害や異常電圧による故障及び損傷

修理対応期間終了後は修理保証期間内であっても、再修理をお受けすることができない場合があります。予めご了承ください。

修理対応期間

修理対応期間：弊社での生産終了後5年

弊社にて修理対応が可能な期間は、製品ごとに弊社での生産完了後5年以内となっております。お使いの製品の修理対応期間につきましては、弊社ウェブサイト（生産終了製品一覧※準備中）にてご確認ください。修理対応期間が終了している製品につきましては、修理を承ることができません。予めご了承ください。

修理受付後のお客様によるキャンセルについて

弊社が修理ご依頼品をお客さまから受領し、その修理作業に着手した後のキャンセルは受け付けいたしかねます。

修理不能時の対応

弊社は、お客さまの修理依頼品の状態、故障部分あるいは弊社の都合により、修理による対応が不可能、困難または合理的でないと判断した場合、修理依頼をキャンセルさせていただく場合があります。

修理ご依頼品・修理完了品の取り扱い

修理完了日及び見積提示日（未修理品）より6か月以上お預かり品をお引取りにならない場合は、お預かり品の所有権を放棄されたものとみなし、弊社判断にて処分させていただきます。その際、これにかかる費用はお客さまに負担していただく場合があります。

代替品について

お客さまより修理ご依頼品をお預かりしている間の代替品などの提供は本サービスには含まれず、弊社はお客さまに対して、これらの機器の提供の義務を負いません。弊社がお客さまに代替品を提供した場合、お客さまは、これを注意義務をもって取扱うとともに、修理完了品のお届け時に宅配業者に引渡すものとします。お客さまの責に帰すべき事由により、代替品に滅失・毀損・紛失などの損害が発生した場合、弊社は、その賠償をお客さまに請求することができるものとします。

故障部品の取り扱い

修理を行うために対象機器から取り外した故障部品については、お客さまはその所有権を放棄するものとし、弊社は、当該故障部品をお客さまに返却しないものとします。なお修理の際、資源の有効活用のために、弊社の品質基準を満たした再生部品を使用する場合があります。

免責

お客さまが本規約に違反したことに起因して生じた損害について、弊社に故意または過失がある場合を除き、弊社は一切その責任を負わないものとします。

対象機器の修理において、弊社の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、弊社は、直接の結果として現実に生じた通常損害について、修理料金相当額を上限とする賠償責任を負うものとします。

弊社は、特別の事情により生じた損害および逸失利益について、予見可能性の有無を問わず、その責任を負わないものとします。

火災、地震、水害、落雷などの天災地変、その他の不可抗力による修理の遅延または修理不能について、弊社は責任を負わないものとします。また、当該不可抗力によってお客さまに生じた損害についても、弊社は責任を負わないものとします。

反社会的勢力との関係排除

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え企業活動の健全な発展を阻害する反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう）との関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。また、本サービスのお申込時や、受付後にお客さまが当該反社会的勢力であることが判明した場合、当社は、催告その他何らの手続きおよびいかなる損害の補償も要することなく、本サービスの提供を直ちに中止することができるものとします。

修理ご依頼時の注意事項

お客さまご自身が貼られたシール等の原状復帰はいたしかねます。また、シール等が販売時に貼付されていた場合、外装部品の交換の際にこれらは修理部品として新しくご用意できません。外装部品交換後は、貼付されていない状態での返却となります。

本規約は、2022年9月1日より施行します。

株式会社 星光技研